



令和6年10月分（12月支給）から 児童手当の制度が一部変更になります



☎ 福祉課 こども係 ☎0952-75-6118

- 主な変更点 ①所得制限の撤廃 ②支給対象年齢の拡大 ③第3子以降の支給額の増額
④第3子以降増額の算定方法変更 ⑤支払回数が年3回から年6回に変更

	改正前（令和6年9月まで）	改正後（令和6年10月以降）
所得制限	所得限度額 960万円未満（年収ベース、夫婦と子2人） ※年収1,200万円以上の人は支給対象外	所得制限なし
支給対象年齢	中学校修了までの国内に住所を有する児童（15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代までの国内に住所を有する児童（18歳到達後の最初の年度末まで）
手当月額	3歳未満 一律15,000円 3歳から小学校修了まで 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律5,000円	3歳未満 第1・2子 15,000円 第3子以降 30,000円 3歳から高校生年代まで 第1・2子 10,000円 第3子以降 30,000円
第3子以降増額の算定対象	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している子のうち、第3子以降	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している子のうち、第3子以降 ※子の生計費などの経済的負担が生じる場合に限る (例) 20歳、17歳、14歳の子を養育している場合 20歳の子を第1子、17歳の子を第2子と数え、14歳の子に第3子以降の手当額が適用されます。(月額40,000円)
支払回数	年3回（2月・6月・10月）	年6回 (2月・4月・6月・8月・10月・12月) ※制度改正後の初回の支払いは、令和6年12月の予定です

■制度改正により申請が必要になる場合があります。

申請対象の可能性のある人には、随時申請案内を送付しています。ご自宅に申請案内が届いた人は、案内に記載の申請期限までに書類をご提出ください。

※申請が必要かどうかは、市ホームページで確認できます

※申請が必要に該当するが、申請案内が届かない場合は、福祉課こども係にお問い合わせください

※公務員の人は、所属庁でのお手続きとなります

広告

家を売るなら^{全国}196店舗のイエステーションが

あなたにあった売却方法を一緒に考えます^{査定無料}

同じ不動産を売りたい人でもお客様によって状況が違います。お客様一人ひとりの売却事情に真摯に向き合い、お客様に最適な売却方法を提案いたします。

空き家^{片付け不要!!}
そのまま買取ります!

イエステーション佐賀店 株式会社ソロン ☎0952-37-3434

国土交通大臣(1)第010169号 〒840-0804 佐賀県佐賀市神野東2丁目2番1号

どんな古い家でもご相談ください。ご来店、お電話お待ちしております。